

第9期 東久留米市市民環境会議 報告書

令和7年7月31日

第9期 東久留米市市民環境会議

目次

I	はじめに	1
II	水とみどり部会報告	2
III	くらし部会報告	5
IV	環境学習部会報告	6
V	まとめ	10
VI	第10期への引継ぎ事項	11
VII	資料	
1	委員名簿	12
2	会議開催実績	13
3	東久留米市市民環境会議設置要綱	16
4	東久留米市市民環境会議運営要領	18

第9期市民環境会議活動報告

I はじめに

東久留米市市民環境会議は、平成18年3月に施行された「東久留米市環境基本計画及び緑の基本計画」に基づき、市民・事業者の環境の保全、回復及び創出に関する組織を推進し、市民・事業者とのパートナーシップによる協力体制を図るため設置された。平成19年5月に市長より委員委嘱を受け、第1期（平成19年5月～21年4月）がスタートした。私たち第9期の市民環境会議は令和5年8月から令和7年7月までの2年間の活動を行った。

市民環境会議の役割は、その設置要綱に記されているとおり以下の事項とする。

- ① 環境基本計画の実現に向けて、市民自らの取り組みを含め、市民、事業者及び、市の協働の主旨に基づいた提案を市長にすること
- ② 環境基本計画の推進に地域での活動の輪の拡大を含め、積極的に取り組み、市民、事業者、市の協働体制を作り上げるために努力すること
- ③ 環境基本計画等に関する必要な情報（情報の収集整理、調査、学習、啓発、公開等）の共有に努めること
- ④ その他、環境基本計画等の推進について必要とする事項

具体的な活動は、環境基本計画の基本方針として定めた「水と緑と生きものを守り育てる、湧水・清流保全都市宣言のまち」、「地球環境対策に取り組む、安心で美しいまち」、「みんなで行きわたる環境のまち」ごとに、それぞれに対応する三つの部会（「水とみどり部会」、「くらし部会」、「環境学習部会」）が主体的に実施することとした。

今期における各部会の特徴的な取り組みと実施結果として、水とみどり部会では、市教育委員会と調整し新たに自然体験研修を実施した。くらし部会では、エコキッズ2024の取り組みが環境省の脱炭素！チャレンジカップ2025の奨励賞を受賞した。環境学習部会では、竹取りものづくりとして、竹ランタン、竹細工等の体験学習を実施した。

今期の活動は、各部会とも委員の減少により実施体制が制約されるなか横断的にサブ委員として参加し、各部会の活動をバックアップした。

会議実施は、全体会は予定どおり実施している。水とみどり部会、環境学習部会は毎月ごと実施し活動内容の共有を図っている。くらし部会は1名体制のため個別実施した。

また、部会活動以外に市の第三次環境基本計画等検討部会に1名、環境フェスティバル実行委員会に2名の委員が参加した。

各部会の活動については以下により報告する。

Ⅱ 水とみどり部会報告

1. 目的と役割

水とみどり部会は第二次環境基本計画の基本方針 1「水と緑と生き物を守り育てる、湧水・清流保全都市宣言のまち」を目指し、個別目標 1「湧水や河川を守り活かす」、個別目標 2「緑を守り育てる」、個別目標 3「多様な生き物を守り育てる」ことを目的として、これらの実現に向けた活動を役割としている。

2. 水とみどり部会の体制

氏名	居住地町名	備考
土屋 守久	八幡町	部会長
曾我部 雅一	南沢	副部会長
荒井 恵子	浅間町	
菅谷 輝美	南沢	(サブ委員)
古谷 高子	大門町	(同)
小山 三千生	学園町	(サポーター委員)
井原 恵子	金山町	(同)
半澤 佐和子	学園町	(同)
後藤 千賀子	大門町	(同)
坂爪 千晴	幸町	(2024.12 株 ^o -ター委員)

3. 活動経過と成果

当期の水とみどり部会は、委員 3 名体制で活動を始め、サブ委員 2 名の協力のもと運営実施していたが、サブ委員の協力があっても稼働出来るのは少人数のため、活動協力が可能なサポーター委員を募集し、令和 6 年 2 月に 4 名の応募が有り活動を実施した。又、12 月に 1 名の応募があり 5 名となった。活動計画においては、環境基本計画の個別目標 1「湧水や河川を守り活かす」、個別目標 2「緑を守り育てる」の 2 つを中心とした活動を実施した。(個別目標 3「多様な生き物を守り育てる」は体制的に実施出来なかった)。なお、個別課題として実施した活動内容の概略、第 9 期における会議開催状況、第 9 期期間における実施計画表を「資料編」に整理している。

(1) 各種計画等に対する活動と成果

「各種計画等に対する活動」については、第三次環境基本計画等検討部会へ参画し、第三次緑の基本計画・生物多様性戦略等との整合性を図るなど計画案の作成に取り組んだ。環境基本計画・緑の基本計画の年次報告書である「かんきょう東久留米」について、年度ごとにその内容のチェックを行い発行にあたって協力した。

(2) 湧水・清流保全都市宣言のフォローに関する活動と成果

湧水調査を継続的に実施し、DO（溶存酸素量）や水温のデータを収集解析して一定の傾向を把握した。湧水・清流保全都市宣言に関しては、横断幕を市庁舎2階テラスへ設置し市民へ周知した。令和6年・7年の環境フェスティバルは、「水と緑・美しい環境を次世代へ！」「豊かな水と緑で育む環境の未来！」をテーマとしたパネル展示を実施した。湧水調査活動の実施内容を展示し、東久留米は「湧水・清流保全都市宣言の街」であることを、市民への広報活動として行い「湧水マップ」の掲示と共に南沢湧水群が「平成の名水百選」であることを含め市民へ広報した。

また、湧水調査に伴うデータ整理では、東久留米市の湧水箇所数推移や湧水点の流量比較・市内各河川の湧水データ等を整理できた。以前に実施した東久留米市河川・湧水点の特徴や地下水面の等高線及び季節変動など調査した結果見えてきたものがある。これらのデータ整理から、今後の湧水清流保全のための基礎データとなることを期待する。

第9期においては、春の「桜めぐりウォーキング」と「湧水測定体験と名水百選ウォーキング」を実施した。（2024年の桜めぐりウォーキングは雨のため中止）

市民への働きかけとして、横断幕の設置による広報とウォーキングイベントでの周知などで湧水や名水百選の認知度はかなり上がっていると推測されるが、市民参加のイベント時のアンケートでは認知度が低いことがあることが分かった。今後とも広報の方法など更に検討する必要がある。

東久留米七福神めぐりについては、令和6年・7年とも多くの参加者による「湧水とのふれあい体験」を実施してもらい、「湧水マップ」「次期市民環境会議委員応募チラシ」を配布するとともに南沢湧水群が東京都で唯一選ばれた「平成の名水百選」であることをアピールした。

前期の中で新たに「湧水マップ改訂」として湧水箇所基準の見直し、湧水点・湧出点の選定を含め全面的に見直しを実施し、ほぼ完了した。原案版の作成とマップ改訂を計画したが、ペーパーレス化（SNS等の画像データ表示）等のため予算計上できず、当期での作成は中止とした。

(3) 名水百選のフォローに関する活動と成果

東久留米の名水百選については、作成した「東久留米の名水百選集」により名木の確認と見直しを計画したが一部しか実施出来なかった。

(4) 緑化活動に関する活動と成果

緑化活動については、前期までに取り組んでいた緑化計画が可能な公園等（緑地・広場を含む）の調査は、中断した。新たに「東久留米〔黒目川・落合川等〕主な遊歩道沿いベンチマップ」を作成し、令和7年3月の「桜めぐりウォーキング」時に参加市民へ配布した。

(5) その他の新たな活動と成果

今期は、規約に伴い新たにサポーター委員を募集し水とみどり部会の活動への参加だけでなく、今まで実施していた市内の「ゴミ拾い活動」を市民環境会議の活動として実施

した。また、もう一つの新たな活動として、市教育委員会指導室と連携し、新任教員等及び小学校等（自由学園を含む）への自然体験研修（湧水の座学説明・現地見学）を実施した。

4. 課題と提案（次期に向けて）

（1）湧水・清流保全都市宣言の具体的活動の実施

- ・湧水と名木百選をめぐるツアーとして「湧水測定体験と名水百選めぐりウォーキング」「桜めぐりウォーキング」を実施したが、参加者にも好評だったので今後とも継続して実施してもらいたい。
- ・今期は横断幕を市庁舎 2 階テラスに年 3 回（約 2 ヶ月）掲示して周知したが、常設的に設置できる場所の検討など更なる宣言の周知について検討してもらいたい。
- ・湧水・清流保全都市宣言が市民に十分浸透していないのは、市の情報発信が徹底していないことに一因がある。例えば、環境関連で発行する印刷物や掲示板などに宣言が記載されていないのがほとんどであり、配布物・刊行物などに宣言を記載するよう要請することが必要である。
- ・宣言のフォローとして重要な資料となる湧水マップの改定と豊水期・渇水期の湧水調査や、水量・水質などの貴重なデータ蓄積は、今後とも継続して実施してもらいたい。

（2）東久留米の名木百選に関する具体的な活動の実施

- ・東久留米の名木百選集は作成した。今後、名木百選の普及・維持管理・周知を図るため「名木百選めぐりツアー」の実施等を計画して欲しい。
- ・既に伐採されていたり、大規模な剪定等している樹木が出てきている。名木百選樹木の追加や改正について検討して欲しい。

（3）環境基本計画や緑の基本計画、緑地保全計画について

- ・第 9 期では、第三次環境基本計画等検討部会へ参画し基本計画の策定に協力した。第 10 期に於いては、それぞれの計画に市民環境会議として意見を提出し、より良い基本計画の実現に向けて取り組んでもらいたい。
- ・環境基本計画や緑の基本計画の年次報告書としての「かんきょう東久留米」については、市民にわかり易い「かんきょう東久留米」を目指して、内容の把握と確認につとめてもらいたい。

（4）自然体験研修活動の実施

- ・第 9 期では、教育委員会指導室と連携し、新任教員等及び小学校等への自然体験研修を実施した。第 10 期でも、引き続き自然体験研修活動を実施してもらいたい。

Ⅲ 暮らし部会報告

1. 目的と役割

平成 28 年度から始まった、第二次環境基本計画の基本方針 2「地球環境対策に取り組む、安心して美しいまち」達成のため、より具体的な個別目標 4「地球温暖化へ対応できる暮らしをつくる」、個別目標 5「ごみの減量・再利用・リサイクルを通して資源循環を進める」、個別目標 6「健康で安心できる暮らしをつくる」に積極的に取り組むことを目的に掲げる。

2. 部会の体制

氏名	備考
石川 勝一	部会長
中野 恵子	任期途中で活動辞退（～令和 6 年 4 月）

3. 活動経過と成果

暮らし部会は、東久留米の自然環境や暮らしに関わる環境をより良くするため、地球温暖化防止や SDGs 達成を目標に活動を開始した。1 名体制と少人数での活動のため、市内のボランティア団体である「武蔵野友の会」にご協力をいただき活動を実施した。一連の活動を「第 15 回脱炭素チャレンジカップ 2025」に応募し、奨励賞を受賞した。

(1) エコキッズ 2024

市・都・国の基本的な取り組みである地球温暖化防止活動である「脱炭素（ゼロカーボン）」に対応すべく「ゼロカーボンシティ宣言」をしたまちとして、小中学生を中心としたチームで省エネ・地産地消（フードマイレージ）に取り組み、温室効果ガス（CO₂ 換算）の削減に取り組む 2024 年度の活動。主に下記の 3 つの活動を実施。

①エコクッキング

令和 6 年 2 月 25 日、栄養士指導の下生涯学習センターにてエコクッキングを実施し、エコキッズを中心に 15 名の参加応募があった。地産地消・フードマイレージについて学びながら、ひな祭り寿司・すまし汁・季節のサラダを調理し試食、後片付けを行った。

②環境家計簿づけ

環境家計簿とは、日常生活・事業にて使用される電気・ガス・水道・ガソリン（燃料）の使用料・料金・CO₂ 排出量を管理表に記入し、過去年と比較することでエネルギー使用量を明確化し、無駄を省き省エネ・使用料金の低減に繋げるもの。市 HP に環境家計簿のフォーマットを掲載するほか、東久留米市商工会事務局へ依頼し、市内事業者への協力を要請した。

③地球温暖化について学ぼう

令和 6 年 4 月 3 日、柳泉園組合施設見学会を実施し、エコキッズ 8 名・保護者 5 名の参加応募があった。令和 6 年 6 月 23 日、朝日新聞社ネットワーク報道本部 大村美香様をお招きし、「地産地／フードマイレージに関する講演会」を開催した。開催にあたって

は武蔵野友の会にもご協力いただき、環境家計簿の紹介も行った。令和6年8月4日、元南極北極探検隊員である朝日新聞社ネットワーク報道本部 中村由美様をお招きし、「講演会 南極・北極から見た地球温暖化」を開催した。本講演会は2部構成とし、第1部では、エコキッズ代表から「地産地消／フードマイレージに関する講演会」の感想・報告と武蔵野友の会から環境家計簿の紹介も実施した。

4. 課題と提案（次期に向けて）

- ・部会員が少数の場合は他部会と連携・協力し合い、「市民環境会議」として活動継続・実施していくことが必要。
- ・活動にあたっては、活動の主旨とスケジュールを明確化し、他部会と共通認識のもと事業を進めていく。
- ・引き続き東久留米の自然環境や暮らしに関わる環境をより良くするため、東久留米市が「ゼロカーボンシティ宣言」を行っていることを意識し、地球温暖化防止やSDGs達成を目標に活動してもらいたい。

IV 環境学習部会報告

1. 目的と役割

現行環境基本計画の基本方針3「みんなで取り組む環境のまち」に沿って、個別目標7「環境について学び、活動につなげる」および個別目標8「よりよい環境を目指してみんなで取り組む」という状況を目指して、その実現に向けた活動を行う。

- ・市民会議の協力・連携の支援ネットワークを拡大し、水と緑と人のネットワークづくりと環境学習の推進にあたる。
- ・総合的な環境学習授業・探究学習を地域と一体化させる仕組みづくりをする。

2. 部会の体制

種別	氏名	適用
正委員	菅谷 輝美	部会長、市民環境会議副座長 水とみどり部会サブ委員 くらし部会サブ委員
〃	古谷 高子	副部会長、 水とみどり部会サブ委員 くらし部会サブ委員
サブ委員	土屋 守久	水とみどり部会長 市民環境会議座長
〃	曾我部 雅一	水とみどり部会正委員
〃	荒井 恵子	水とみどり部会正委員

3. 活動経過と成果

(1) 活動目的

◎環境学習は多岐にあるため全て実施せずに絞り込み、できる事から始めていく

○メイン活動

・みのり塾

地域の都市農家と連携した親子で学ぶ「みのり塾」を再開して、地産地食による水とみどり湧水の恵みを体験する学習活動。

・竹取りものづくり

市が竹林公園の整備をすすめており、竹林公園の「竹」を素材とした新たな体験学習活動を検討して、今期から「竹取りものづくり」活動を開始する。

・水とみどり部会との連携

小・中学校の水とみどりの環境学習は水とみどり部会と連携して活動する。

・市教育指導室との連携

小、中学校の水辺の環境学習は学校ごとに市民団体のサポートにより実施している現状。総合学習は地域で環境課題に取り組んでいる団体の地域情報を基に決定している。

・環境フェスティバルへ参加

環境学習部会活動をパネル展示で参加する。

・くるくるチャンネルの活用

くるくるチャンネルを活用して市民環境会議の活動を市民に伝えていく。

(2) 活動概況と成果

○「みのり塾」の再開

令和5年12月より、コロナ禍で中断していた「みのり塾」を市環境政策課・市民環境会議環境学習部会と市内の農家・子どもセンターひばり、自由学園、環境市民団体メンバー等との地域連携活動の再開に向け、活動を開始した。以前のメンバーは全員は揃わなかったが、再開準備会合を開き、「みのり塾」の再開につなげた。

令和6年の5月にはアスパラガスの体験学習を小学生・家族総勢37名の参加で実施。10月に大根の収穫体験学習を小学生・家族総勢19名の参加で実施。令和7年2月にサトイモの収穫体験学習を小学生・家族総勢24名の参加で実施。令和7年5月のアスパラガスの体験学習を小学生・家族総勢33名の参加で実施。みのり塾は第9期の期間中、4回開催できた。

其々の参加者は毎回違っており、東久留米の都市農家が苦労して育てた新鮮な野菜に触れて新鮮な味を味わい貰う、畑で生育している植物の生態に触れ、学び、農家と消費者との相互交流、及び、自然環境の大切さを体験する場となった。

「みのり塾」は、市民環境会議委員に参加していた南部地域センターの職員から「市民環境会議は地域とのつながりが必要」との提案があり、地域連携として環境学習部会と南部地域センターから子どもセンターひばりへ協力を求めたところ、子どもセンターひばりがこれを受諾。更には自由学園の教諭の参加、地域の農家の協力も決まるなどの体制が整ったため、「こどもエコクラブ」（当時の環境省所管、現在公益財団日本環境協会所管）として地域連携と活動開始を目指した。

当時は「こどもエコクラブ」は地域の小学校の参加が要件となっており、市内の小学校の協力を求めたが、残念ながらかなわず、代わりに「子どもセンターひばり」を母体にした地域連携活動・体験学習の場「ひばりエコクラブ」として発足し、年間を通した小麦の体験学習が始まったものである。この「ひばりエコクラブ」が現在の市民環境会議・子どもセンターひばり・自由学園・篠宮農園を含めての体制となり、現在の地域連携活動「みのり塾」となったものである。

○「竹取りものづくり」の開始

- ・令和6年4月、市による竹林公園の環境整備事業の現状を知ってもらうことを目的に始まった竹林公園での筍掘りの体験学習は、小学生・家族総勢37名の参加で実施。
- ・竹林公園の竹を使った「親子で学ぶ環境教室・ランタンづくり」を令和6年6月に体験学習として小学生10名と家族の参加で実施。この事業はパナソニック（株）エレクトリックCSセンターの協力にて無事に実施でき、市民環境会議として新たな企業との連携活動のきっかけとなる成果となった。
- ・令和6年11月「親子でつくる竹細工」の体験学習を小学生・家族5組10名で実施。「親子でつくる竹細工」は、今後は竹を使った日用品の工作体験企画を検討したい。
- ・「親子でつくる竹細工」も「ランタンづくり」の活動を参考に、市内の竹細工製作店と竹林公園を整備している農家との連携を検討する題材となった。

○水とみどり部会と連携活動

- ・正月の「東久留米七福神めぐり」イベントで、南沢湧水地の案内をし、湧水の水温体験を実施。
- ・秋の豊水期、春の渇水期の市内河川、黒目川・落合川・立野川の湧水地点調査を実施。
- ・市教育指導室との連携活動として、令和6年8月・9月と令和7年5月、東久留米市に新たに着任した教師対象に自然体験研修会に参加。
- ・令和6年10月、市研究推進指定校になった第二小学校5年生の総合的な学習の時間に湧水を題材とした講演会に参加。
- ・市民対象に令和6年11月に「湧水巡り」に参加。
- ・自由学園初等部3年生に「湧水の話」の講義と落合川の湧水地・竹林公園の湧水地にて、湧水の水温・溶存酸素量（DO）の測定の体験学習を実施。
- ・市民対象に令和7年3月に「桜めぐりウォーキング」に参加。

- ・第 9 期の市民環境会議は少数委員で其々の部会活動を実施した現状であったが、サブ委員としての参加による部会連携が上手く作用し、其々の部会が成果をあげられた。

○市教育指導室との連携

- ・令和 5 年 11 月 21 日に初めて、担当者と面談でき、様々の市内の小・中・高校の現状を知ることが出来た。令和 6 年・7 年の市内の学校に着任した教師対象に自然体験研修会が開催された。又、令和 7 年に市研究推進指定校になった第二小学校 5 年生の総合的な学習の時間の講演に結びついた。

○環境フェスティバルへ参加

- ・毎年 6 月市民プラザで土・日曜日の 2 日間、環境フェスティバルが開催されており、令和 6 年は第 28 回、7 年は 29 回となった。この環境フェスティバルには、市民環境会議から実行委員としての参加がある。令和 6 年は水とみどり部会から 1 名、7 年は水とみどり部会と環境学習部会からそれぞれ 1 名、計 2 名が実行委員へ参加している。
- ・当日の両部会は、展示の説明に支障が無いよう、両部会の連携により無事に進行した。環境学習部会の展示テーマは、令和 6 年は「水と緑の贈り物を探しませんか」、7 年は「水と緑を知るみんなで楽しい学びを！」で、「みのり塾」と「竹取りものづくり」活動を展示。

○くるくるチャンネルの活用

- ・市民環境会議の活動は市広報以外に、SNS にて配信したが、「くるくるチャンネル」の再開の検討に入り、再開の間の SNS は水とみどり部会の委員が適宜配信を継続。令和 6 年 12 月に「くるくるチャンネル」事務局訪問により、再開手続きを実施。以前のサイトを引き継ぐことは出来ず、新規団体登録となった。活動地域は東久留米市内、活動内容は湧水調査・湧水観察・名木百選選定・みのり塾・竹取りものづくり・くらしなど、活動ジャンルは環境として登録となり、直ちに市民環境会議委員募集をアップした。その後、市民環境会議の活動報告を適宜アップしている。

○地域連携

- ・環境政策課より令和 6 年 8 月の「向山緑地若返り事業シンポジウム」のパネル展示依頼があり参加。シンポジウムでは、自由学園の奈良忠寿准教授、東大農場の関係から東大の蔵治光一郎教授の講演があり、講演の経緯で向山緑地若返り活動をしている「向山緑地・立野川勉強会」とも連携が出来た。
- ・市産業政策課より、令和 6 年 10 月の南中学校 3 年生総合的な学習の時間発表会について連絡があり参加。南中学校の体育館に 3 年生 163 名と 2 年生が集まり、修学旅行の体験から市への新たな振興提案を発表。テーマは「令和 6 年度第三学年修学旅行事後学習～京都の実情から見た東久留米市の良さを導き出せ～」の発表会の後、担

当教諭より、市の環境についての交流を依頼され、交流を始めることになった。来年度も3年生の発表会に参加する。

以上、環境学習に関する取り組みを継続するとともに、市民に環境学習に関する楽しい情報を配信、環境市民会議と連携する市内外の団体・学校との更なる連携・協力を推進し、環境市民会議の協力・連携のネットワーク活動を継続し、拡大を目指す。

4. 課題と提案（次期に向けて）

今期の活動では、市民参加・市民協働を目指し、まずは、市内外の団体個人と連携し、体験・学習する企画づくり、特に、小学生の参加するイベントに保護者も参加する中での農業について学ぶ機会の拡充を目指した。市内で農業を営む市民や環境を考えて実践している市民等、まだまだお互い交流し意見交換する場は少ない。

今後、市や地域の環境の維持・向上を目指すみなさんともっとネットワーク活動が拡大できるよう、日常的に生活の中で環境を守る活動につながるよう、検討、実施することが課題と思われる。小学生や中学生の学ぶ機会にも出向き、学校教育とも連携し、東久留米の環境に対する市民の関心をひろげる工夫が必要である。

V まとめ

・委員構成

第9期の市民環境会議委員は7名で発足したが、任期途中での辞退者があり6名で取組むこととなった。事前に各委員が所属する部会を選定確定し、サブ委員として参加する部会を選定して活動を始めた。全委員が、他部会のサブ委員として参画することにより、市民環境会議の情報の共有化が図られたが、くらし部会は辞退者があり1名体制で運用しているため個別実施となった。

・今期の主な活動

市民環境会議の主な活動として、水とみどり部会は初期から実施している湧水調査活動、桜めぐり・湧水測定体験と湧水地めぐり等は継続した。新たに市教育委員会と調整し自然体験研修を実施した。また、前期までくらし部会で実施していたポイ捨てゴミ削減のためのゴミ拾い活動をサポーター委員として、水とみどり部会で実施した。くらし部会は他のボランティアグループと共同して実施した、エコキッズ2024の取組みが環境省の脱炭素！チャレンジカップ2025の奨励賞を受賞した。環境学習部会は前期から実施していたみのり塾に加え新たに竹取ものづくりとして、タケノコ堀り、竹ランタン作り、竹細工等の体験学習を実施した。

広報活動として、くるくるチャンネルへ市民環境会議のサイトを再登録し、実施した各イベントの実施状況等を報告ベースでアップし、市民環境会議の存在と取組み内容等を広く市民へアピールした。

・運営体制

今期の市民環境会議は各委員が横断的に他部会へサブ委員として参加する方式としたが、少人数では取り組んでいる業務に支障がでるため、水とみどり部会は規定に基づきサポーター委員（5名）を選任しともに事業実施に取り組んだ。くらし部会は、委員1名体制のため他のボランティアグループの協力を得て予定した業務に取り組んだ。環境学習部会は、みのり塾と竹取りものづくり等の運用時には他組織であるみのり塾メンバーがボランティアとして参加する体制で実施した。

市民環境会議の設置要綱では、委員30名程度となっているが、第5期は16名、第6期は7名、第7期は13名、第8期は15名、第9期は7(6)名と少人数での活動となっている。今期は、急場しのぎ体制となったが、次期市民環境会議は委員の増員を図り適切な運用が出来るよう望む。

・市民環境会議の成果物

東久留米〔黒目川・落合川等〕主な遊歩道沿いベンチマップを発行し、ウォーキング時等で配布した。

VI 次期市民環境会議への提案

1. 次期市民環境会議は第10期（20年目）の節目の期にあたります。市民環境会議は一般の市民活動団体とは異なり公的な活動を担っている役割と特徴を再認識し活動計画を策定する事が必要です。
2. 市民環境会議は、その存在自体が認知されていないのが現状です。活動に関する効果的な広報やくるくるチャンネル等での市民周知が必要である。活動にあたっては、サポーター委員等の運用を柔軟に取り入れ効果的に進める必要があります。
3. 第9期まで継続して実施してきた各種活動の継承と新たな計画、提案、取組み等を含め、積極的に活動することを期待します。

VII 資料

1 第9期 東久留米市市民環境会議 委員名簿

(任期：令和5年(2023年)8月1日～令和7年(2025年)7月31日)

	氏名	所属部会	役職
1	土屋 守久	水とみどり部会	座長・水とみどり部会 部会長・環境学習部会サブ委員・くらし部会サブ委員
2	菅谷 輝美	環境学習部会	副座長・環境学習部会 部会長・水とみどり部会サブ委員
3	石川 勝一	くらし部会	くらし部会 部会長
4	荒井 恵子	水とみどり部会	環境学習部会サブ委員
5	曾我部 雅一	水とみどり部会	水とみどり部会 副部会長・環境学習部会サブ委員
6	中野 恵子※	くらし部会	くらし部会 副部会長
7	古谷 高子	環境学習部会	環境学習部会 副部会長・水とみどり部会サブ委員

※当初7名で発足したが、中野委員については任期途中で委員を辞退し、令和6年4月からは6名体制となった。

2 会議開催実績(全体会・事務局会開催日)

令和5年度

回数	日時	会議名・場所	人数	内容
1	8月9日	第1回全体会 市役所701会議室	6	<p>1 委員委嘱式</p> <p>(1) 開会の辞</p> <p>(2) 委嘱書の交付</p> <p>(3) 市長あいさつ</p> <p>(4) 委員自己紹介</p> <p>(5) 事務局紹介</p> <p>2 第1回全体会</p> <p>(1) 市民環境会議について</p> <p>(2) 議題</p> <p>①座長・副座長の選出</p> <p>(3) 連絡事項</p> <p>(4) その他</p>
2	8月28日	第2回全体会 市役所703会議室	6	<p>(1) 議題</p> <p>①第9期東久留米市市民環境会議委員委嘱式及び東久留米市市民環境会議第1回全体会会議録(修正案)の確認</p> <p>②部会分けについて</p> <p>③サポーター委員の参加について</p> <p>(2) 連絡事項</p> <p>(3) その他</p>
3	10月11日	第3回全体会 市役所205会議室	5	<p>(1)報告事項</p> <p>①事務局からの報告</p> <p>②各部会からの報告</p> <p>③その他の報告事項</p> <p>(2)議題</p> <p>①第28回東久留米市環境フェスティバル実行委員の選出</p> <p>②市民環境会議サポーター委員募集について</p> <p>③その他</p>

令和 6 年度

回数	日時	会議名・場所	人数	内容
4	2月14日	第4回全体会 市役所 702 会議室	6	<p>(1)報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事務局からの報告 ②各部会からの報告 ③その他の報告事項 <p>(2)議題</p> <ul style="list-style-type: none"> ①令和5年度市民環境会議（みどり東京助成金）予算の執行について ②第28回東久留米市環境フェスティバルへの出展について
5	5月10日	第5回全体会 市役所 705 会議室	6	<p>(1)報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事務局からの報告 ②各部会からの報告 ③その他の報告事項 <p>(2)議題</p> <ul style="list-style-type: none"> ①第28回東久留米市環境フェスティバルの出展内容について ②その他
6	10月16日	第6回全体会 市役所 703 会議室	5	<p>(1)報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事務局からの報告 <ul style="list-style-type: none"> ・東久留米市第三次環境基本計画の策定について ・東久留米市第三次環境基本計画等検討部会の設置について ・令和6年度みどり東京助成金の執行状況について ②各部会からの報告 ③その他の報告事項 <p>(2)議題</p> <ul style="list-style-type: none"> ①東久留米市第三次環境基本計画等検討部会委員の選出について ②第29回東久留米市環境フェスティバル実行委員の選出について

令和7年度

7	2月12日	第7回全体会 市役所 703 会議室	6	<p>(1)報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事務局からの報告 <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度みどり東京助成金収支報告書の確認 ・令和7年度各部会会議室予約状況の確認 ②各部会からの報告 ③その他の報告事項 <p>(2)議題</p> <ul style="list-style-type: none"> ①第29回東久留米市環境フェスティバルへの出展について
8	6月13日	第8回全体会 市役所 703 会議室	5	<p>(1)報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事務局からの報告事項 ②各部会からの報告事項 ③その他の報告事項 <p>(2)議題</p> <ul style="list-style-type: none"> ①第9期東久留米市市民環境会議活動報告書の作成について ②第10期東久留米市市民環境会議の募集について
9	7月30日	第9回全体会 市役所 702 会議室	6	第9期活動報告書・市長への提言書のまとめ

3 東久留米市市民環境会議設置要綱

平成 19 年 5 月 7 日訓令乙第 93 号

改正

平成 20 年 2 月 28 日訓令乙第 60 号

平成 25 年 8 月 8 日訓令乙第 142 号

平成 27 年 10 月 16 日訓令乙第 185 号

(設置)

第 1 東久留米市環境基本計画及び東久留米市緑の基本計画（以下「環境基本計画等」という。）に基づき、市民・事業者の環境の保全、回復及び創出に関する取組を推進し、市民・事業者とのパートナーシップによる協力体制をつくるため、東久留米市市民環境会議（以下「市民環境会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 市民環境会議の役割は、次に掲げる事項とする。

- (1) 環境基本計画等の実現に向けて、市民自らの取組を含め、市民、事業者及び市の協働の趣旨に基づいた提案を東久留米市長（以下「市長」という。）にすること。
- (2) 環境基本計画等の推進に地域での活動の輪の拡大を含め、積極的に取り組み、市民、事業者、市の協働体制を作り上げるために努力すること。
- (3) 環境基本計画等に関連する必要な情報（情報の収集整理、調査、学習、啓発、公開等）の共有に努めること。
- (4) その他環境基本計画等の推進について必要とする事項

(組織)

第 3 市民環境会議の委員は、30 名程度とし、次に掲げる者から市長が委嘱する。

- (1) 市内在住者
- (2) 市内在勤者
- (3) 市内在学者

(委員の任期)

第 4 委員の任期は、市長から委嘱された日から 2 年とし、再任を妨げない。

(座長及び副座長)

第 5 市民環境会議に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、第 3 に規定する委員のうちから、委員の互選により選出する。
- 3 座長は、市民環境会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は、あらかじめ委員の中より座長が指名する。
- 5 副座長は、座長に事故あるとき、又は欠けたときにはその職務を代理する。

(部会)

第 6 市民環境会議に部会を置く。

- 2 部会は、第 3 に規定する委員により構成する。
- 3 前項の規定に関わらず、市内における部会活動に必要な者をサポーター委員として登録し、サポーター委員は部会に参加することができる。

(会議)

第7 市民環境会議は、座長が招集する。

2 市民環境会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 市民環境会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは座長の決するところによる。

4 会議にはサポーター委員も出席し、説明又は意見を述べることができる。

(報酬)

第8 市民環境会議の委員報酬は、支給しないものとする。

(解職)

第9 市長は、市民環境会議委員が次の各号のいずれかに該当するときは、市民環境会議の意見を聴き、その職を解くことができる。

(1) 自己の都合により、辞職を申し出たとき。

(2) 心身の故障のため、会議の運営に支障があり、又はこれに堪えられないとき。

(3) 市民環境会議の委員として、ふさわしくない行為があったとき。

(4) その他その職を解かざるを得ない状況になったとき。

(事務局会)

第10 市民環境会議を円滑に運営するため、市民環境会議に事務局会を置く。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、市民環境会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則 (平成19年訓令乙第93号)

この訓令は、平成19年5月7日から施行する。

付 則 (平成20年訓令乙第60号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年訓令乙第142号)

この訓令は、平成25年9月1日から施行する。

付 則 (平成27年訓令乙第185号)

この訓令は、平成27年10月16日から施行する。

4 東久留米市市民環境会議運営要領

(目的)

第1 この要領は、東久留米市市民環境会議設置要綱（平成19年東久留米市訓令乙第93号。以下「設置要綱」という。）第11の規定に基づき、会議の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(部会の名称)

第2 設置要綱第6に定める部会の名称については、次のとおりとする。

- (1) 水とみどり部会
- (2) 暮らし部会
- (3) 環境学習部会

(部会の役割)

第3 第2の規定に基づく各部会の役割は次のとおりとする。

- (1) 水とみどり部会

ア 環境基本計画基本方針1「水と緑と生きものを守り育てる、湧水・清流保全都市宣言のまち」に関する次に掲げる事項

- (ア) 個別目標1「湧水や河川を守り活かす」に関する事項
- (イ) 個別目標2「緑を守り育てる」に関する事項
- (ウ) 個別目標3「多様な生きものを守り育てる」に関する事項

イ 緑の基本計画に関する事項

ウ その他自然環境に関する事項

エ その他部会の広報活動に関する事項

- (2) 暮らし部会

ア 環境基本計画基本方針2「地球環境対策に取り組む、安心で美しいまち」に関する次に掲げる事項

- (ア) 個別目標4「地球温暖化問題へ対応できる暮らしをつくる」に関する事項
- (イ) 個別目標5「ごみの減量・再利用・リサイクルを通して資源循環を進める」に関する事項
- (ウ) 個別目標6「健康で安心できる暮らしをつくる」に関する事項

イ その他生活環境に関する事項

ウ その他部会の広報活動に関する事項

- (3) 環境学習部会

ア 環境基本計画基本方針3「みんなで取り組む環境のまち」に関する次に掲げる事項

- (ア) 個別目標7「環境について学び、活動につなげる」に関する事項
- (イ) 個別目標8「よりよい環境を目指してみんなで取り組む」に関する事項

イ その他部会の広報活動に関する事項

(部会長及び副部会長)

第4 部会長は、部会委員の互選により選任する。

- 2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 3 副部会長は、部会委員の中から部会長があらかじめ指名する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第5 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、部会委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。
- 4 会議の開催は、次のとおりとする。
 - (1) 市民環境会議(全体会)を3か月に1回程度開催する。但し、必要があれば、座長の判断により随時会議を開催することができる。
 - (2) 各部会を月に1回程度開催する。

(事務局会)

第6 設置要綱第10に定める事務局会は、座長、副座長、部会長、環境政策課及びその他必要とする者で構成する。

事務局会を2か月に1回程度開催する。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、市民環境会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮り定める。

付 則

- 1 この要領は、平成25年9月1日から施行する。
- 2 東久留米市市民環境会議部会設置要領は廃止する。

付 則

- 1 この要領は、平成27年10月16日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、令和4年3月24日から施行する。